

墳置笠
317°(N.43°W) Mag 8 cables

島鳥南

崎本坂
58°N. 58°E. Mag.

島烏南

本圖八明治三十五年軍艦
笠置乘組海軍中尉秋元秀
太郎ノ略測二保ル

MINAMI TORI SHIMA

From the Sketch Survey by Sub-Lieutenant 1st Class H. Akimoto,
H.I.J.M.S."KASAGI" 35th Year of Meiji (1902).
Western extremity of Kasagi Zaki...Lat. 24° 51' N., Long. 154° 0' E.
Natural Scale 1:40,000

0 5 公里 (Cables)
0 英哩 (Mile)

圖中の「明治35年軍艦笠置乘組海軍中尉秋元秀太郎ノ略傳係ル」の文字に注意せられたし

南鳥島の我が先占顛末

秋岡武次郎

一、はしがき

南鳥島が北緯二四度一七分三〇秒東經一五三度五八分〇秒の北太平洋中に位置し、小笠原父島を距る東南東六四〇浬の絶海の一洋島であり、この南海の孤島が現在東京府小笠原支廳の管下に屬してゐることは讀者諸賢の熟知のことと思ふが、同島が比較的最近の年代即ち明治三十一年七月漸く先占権によつて我が版圖に編入せられ、而もこの領有決定に當つて一の國際紛争を伴つたことは既に現今の人々には餘り十分に知られてゐない。今や我が南洋諸島は我が南方、海の生命線として我が國の發展、守護の第一線として至重要のものとなつてゐるが、夫等南洋諸島と我が本土との間に位するこの南鳥島が領有當初の紛争に際し彼我交渉の一步を誤つて他國の有に歸してゐたならば我が國の損失は如何ばかりであつたらうか。我が南方諸島の小笠原諸島、硫黃列島、大東三島、沖鳥島と共に南鳥島が現在我が隸屬下となつてゐることは我が大なる天祐と云はねばなるまい。茲に小稿によつて少しく同島領有の當時を回顧して見たい。

二、南鳥島の概況

南鳥島知見の歴史を回顧する前に、先づ同島の概況に就いて一言したい。この島は前述の如き絶海の洋島であるが、

南鳥島の我が先占顛末

その島の成因は隆起珊瑚礁であつて、その面積約二平方糠、島形略正三角形をなして北角を黒井崎、東角を坂本崎、西角を笠置崎と云ひ、周圍五糠に及んでゐる。水路部發行の本洲沿岸水路誌第一卷によれば、「島の表面は頗る平坦であつて最高點も十九糠に過ぎず、全島樹木繁茂し、その海濱には白色の砂礫を繞らし、更にその周圍を水深〇・六糠乃至一・五米幅二百糠以下の石花裙礁によつて圍まれてゐる。島の地味は鳥糞堆積のため肥沃であり、獸類は鼠の外棲息してゐない。又沿岸は鰐その他魚類に富んでゐる。島内には堀井があるが鹽分を含んで飲料には適せず、雨水を貯へて飲用としてゐる。島は周圍に於て距岸一浬にして二百糠以上の深海となるため、船舶の锚地と爲すべき地點なく、只風向に従つて風下の沖合に漂泊する他はない。而して上陸地點は島の北角黒井崎の南方東岸二鍾の處と南岸石井村前面の濱との二箇所であるが、共に礁の割れ目に過ぎないため、小艇の他は達着困難である。島の一部は官有地であるが、島内の大部分は民有地であり、南鳥島合資會社の所有に屬し、住民は全部島の產業の經營者である肥料會社の傭人であつて、島の南岸中央部にある唯一の聚落石井村に居住し、鳥糞採取、椰子栽培及び漁撈に從事してをつた。」その人口は明治卅年代以降昭和五年迄は三〇—五〇人を上下してをつたが、昭和五年後島民の大部分は退島して、今は一世帶五人の男子が居住してゐるに過ぎない。

三、本島の知見

さて本島の知見は他の北太平洋の諸島に比して遅く、その最初の發見者たる米國一宣教師によつて本島即ち Marcus Id. (又は Weeks Id.) と呼ばれる島の存在が報告されたのは、一八六四年(元治元年)にて、その後一八七四年尙同年我が後備海軍大尉小林春三も本島に上陸してゐる。

而して南鳥島の我が領有に歸するに至つた端緒は實に明治二十九年末、水谷新六の本島に渡來、續いて翌年本島を領有せんことを我が政府に建白したことによる。當時東京禽獸會社南洋部長であつた彼の本島渡來の動機は實に本島と同じく北太平洋中の孤島たる疑存島グラムパス島 Grampus Ids. を搜索せんとするにあつたのである。而も彼は後者の島を探見し得ずして偶々前者の島に到着したのである。

序に記して置くが、此のグラムパス島とはイギリスの著名な航海者で、支那とアメリカ西北岸との間を航したミアス John Mearns の一七八八年の發見に係り、三小島より成り、彼の航海記 *Voyages, 1788-89, from China to the North-West Coast of America, ...* 一七九〇年刊によれば、其の平均位置は北緯二五度四〇分、東經一四六度四〇分(即ち硫黃列島と南鳥島との略ぼ中間)に當るとされた島嶼である。従つて其の後の歐製海圖、又例へば明治二十一年の我が水路部發行の太平洋航跡圖にも其の島の存在が記されてゐるのであるが、爾後の海圖には其の存在は確認されざる故抹消された。

今、水谷の本島到着の略況を知り、兼ねて當時の我が遠洋探檢者の壯氣竝に國家的氣魄を窺はんがため、左に頃を厭はず、水谷の我が政府への同島領有の建白書の全文を掲げて見よう。

私儀豫て海圖に記載あるグランバス島を發見せんとの志有之、今回南洋諸島中マリヤナ群島へ貿易のため、客年十一月三日天祐丸に乘船し、横濱を出帆し、小笠原父島二見港に於て薪水を貯へ、同十二日朝同港を出帆し、航行の際之が探見に從事致候處、十二月三日小笠原島母島を距る東々南（中硫黃島の東）に當る、大約六百五十海里の處に於て一の無人島を發見せり。該島は周圍凡そ八海里半、北緯二十四度二十五分、東經百五十二度三十五分に位し、海面より高きこと約十五尺、全島平坦にして地質は霸王樹岩と砂土の所あり、全島の三分の一は棟に似たる樹木及び椰子蔚生せり。依て樹木を削り、

明治二十九年十二月三日日本人水谷

の文字を記載致候。右は他國の所屬に無之、全く小笠原群島の一にして、日本帝國の版圖内に屬すべき一島に有之と存候間、實地御調査の上、版圖に御編入相成候様致度、別紙圖面相添へ此段御届申上候也。

明治三十年三月二十二日 東京府東京市日本橋區南二葉町三十四番地 水谷新六

内務大臣伯爵樺山資紀殿

四、日米間の南鳥島に關しての係争

斯くて明治三十一年七月十九日の内務省令及び同年同月二十四日の東京府告示により該島は南鳥島と命名せられ、東京府所屬小笠原島廳管屬と定められ、爾來我が政府は同島を數箇の條件を以て水谷に貸與し、彼は魚鳥の捕獲その事業を經營しつゝ數年を経過したのであるが、明治三十五年に至り茲に一つの國際問題が惹起される事となつた。即ち同年八月、嚮に一八九七年同島に來島せる米國帆船長ローズヒル (A. Rosehill) なる者同島に於ける鳥糞採集の

目的を以て一の株式會社 (The Marcus Island Guano Co.) を組織し布哇より來島すとの報に接したために、既に同島の領有を布告せる我が政府は軍艦笠置を同島に派遣し彼の上陸を拒み、彼は止むを得ずして歸國したのであつたが、歸國後彼はその憤懣をハワイガゼット (Hawaiian Gazette) 誌上其の他に載せて曰く、「余が一八九七年同島に至つた時には一人の日本人すら認めなかつた、依つて一八九六年より絶えず同島に日本人が在住せしや否やは疑なき能はず。依つて最正確に同島を發見したる者は余と云ふべし。故に日本は同島の占領權を有せず、又當時余は同島に於ける鳥糞蒐集の利を覺り數人の部下と一年の糧食とを残し置き直ちに歸國し、右鳥糞輸入を目的とする會社の設立に從事した。漸くにして百萬弗を資本金とする一株式會社の組織成り、本年八月同島に至りしに日本人ありて、余の上陸を拒んだ、依つて手を空うして歸國せざるを得ざるの止むなきに至つたのである。故に之がために生ずる損害四百萬弗は日本政府に於て賠償せられたい云々」。之を要するにローズヒルの主張は同島の最も正確なる發見者は自身であつて、假令その後同島が日本政府によつて占領せらるるともその占領權は日本に無しと云ふにあつた。

然しながら、國際公法の認定によれば、大體に於て「占領が效力を發生するためには、第一にその占領が有力なものであることを必要とする。即ち今日に於ては單に發見したと云ふ事實を以てしては占領の完全なる口實とはなし得ず、完全なる占領のためには最初に發見したといふ事實の外國家行為による實際の占領が必要であり、且この占領は適當に繼續してゐなくてはならない。尙第二には斯かる占領は外交的に告示せらるべきことが必要である」とされてゐる。即ち發見と占領とは全く別箇のものであり、占領の要件を具備せざる以上は、假令未所屬無人の一島を發見したと云ふも、之を直ちに占領と解釋し得ない。

之を南鳥島に於けるローズヒルの場合に就いて見るならば、成程彼の同島到着は事實であつたとするも、彼の所屬の實は何等擧げられてゐない。而もローズヒルは前述の如く來島後間もなく本島を去り、爾來水谷の來島迄全く放任の狀態にあつたのである故、假に米國が國家としての占領の意志があつたとしてもその效力は全く消滅したと稱すべきである。之に對して日本政府は假令併合の事實を外交的に告示せざりしとはいへ明治三十一年以來本島を小笠原島廳の管下に屬せしめて、水谷をして經營せしめたのであって、占領の事實は充分に擧げられてをつたのである。斯くて日米兩國の外交當局間に提供せられたこの國際紛議も完全に我が國の勝利となり、我は單に領有權を確定せるのみならず、彼に對して何等の賠償行爲をなすに至らず、南鳥島は永久に我が有としてその主權が把持せられるに至つたのであつた。尙本稿の最後の節を草するに當つては東京帝國大學構内國際公法研究室編、南鳥島事件、明治三十五年刊を引用したことを附記して置く。